

笑顔あふれるまちづくり、始めてみませんか？

# 地域コミュニティづくり支援補助金

地域住民が主体的に課題解決・地域コミュニティの活性化に取り組み、安心して暮らすことのできるまちづくりを推進する団体を支援します。

補助対象期間	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで
補助率	1/2 以内
補助限度金額	30万円 (下限2万5千円)

## 採択事例

### 例1 ともあい泥リンピック



↳ 託麻北校区の田園地帯を活用し、農家と住民の相互理解を深めるためのイベント

↳ 農家からの田んぼの提供と地域住民の協力により、地域の環境維持と住民の交流を深めることを目指す

### 例2 秋津レークタウン秋まつり

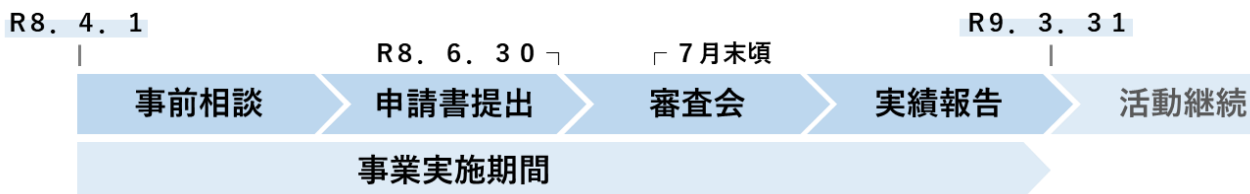


↳ 猛暑と住民の高齢化に対応するため、夏祭りから秋まつりに変更

↳ 地域住民が主体となってイベントを企画するため、世代を超えて交流を深めることを目指す

## スケジュール

### 申請書 提出期限：令和8年6月30日（火）



## お問い合わせ・提出先

東区役所総務企画課 地域班  
託麻まちづくりセンター  
秋津まちづくりセンター  
東部まちづくりセンター

東区東本町16番30号  
東区長嶺東7丁目11番15号  
東区秋津3丁目15番1号  
東区錦ヶ丘1番1号

096-367-9121  
096-380-8119  
096-368-2200  
096-367-1949

詳細は裏面へ

## 応募可能団体

校区自治協議会及びその構成団体  
町内自治会  
東区住民が構成員として含まれる任意団体

## 対象事業

[条件1] 以下のいずれかに該当する事業

- ・地域の連帯感に基づく自治意識醸成につながる事業
- ・住民の身近な課題を解決する事業
- ・地域の特性を活かした創意と工夫による事業
- ・地域における従来の取り組みを発展させる事業
- ・地域コミュニティの活性化につながる事業

[条件2] 令和8年4月1日から令和9年3月31日までに完了する事業

[条件3] 令和8年度が実施初年度で、来年度以降も活動の継続が見込まれる事業

### 対象外(例)

- ・他の公的な補助金※、助成金、交付金を受けている事業、または受ける予定の事業  
※校区自治協議会運営補助金、熊本市避難所運営委員会支援助成金を除く
- ・毎年恒例となっている祭りや運動会などのイベント等(内容を大幅に変更する場合を除く)
- ・物品購入のみの場合
- ・営利目的、宗教活動、政治宣伝活動、選挙活動に類する事業

## 対象経費

- 報 償 費：知識、技術等の提供に対する経費(講師謝礼など)  
研 修 費：視察、研修等の参加負担金や旅費  
印刷製本費：チラシ・ポスター等の印刷費、写真プリント代  
消 耗 品 費：書籍、包装材料、原材料、部品  
通信交通費：講師等への交通費、郵便料金  
備品購入費：発電機、草刈り機、テレビモニターなど長期の使用に耐え得るものの購入  
借 上 料：会議室使用料、冷暖房費、講演会や集会等での機材借上げ経費等  
委 託 料：ホームページ作成等 ※補助事業者が直接実施することのできないものについてのみ

### 対象外(例)

- ・団体の経常的な活動に要する経費(家賃、光熱費等)
- ・他団体への寄付、負担金
- ・領収書がないなど、支出の根拠が確認できない経費
- ・祭りなどのイベント等の経費のうち、賞品代、景品代など
- ・飲食料購入費(講師謝礼用も同様)

## 審査会

申請を行った団体には、事業の説明をしていただき(審査会の詳細は7月中旬頃に別途案内)、補助金を交付する団体及び交付額を決定します。

審査項目	審査の視点
計画性	事業計画の内容は、具体性、現実性があり、実現可能な計画か
	事業費の総額は適正か
	地域の魅力アップにつながるなど、事業の結果、地域が得る価値等が大きなものか
効果	多数の市民の参画を得て実施する事業であり、地域の力を高めるうえで効果的な事業か
先駆性	事業内容は斬新で、地域の特性や課題を踏まえたものであり、他の地域のモデルとなるものか
将来性	次年度以降、自己資金での継続が可能か
	関係団体との連携が図られているなど、事業の継続が見込めるか
その他	コミュニティ活性化につながるか
	本事業に対する意欲